

東京高裁総第3339号

平成30年9月27日

山中理司様

東京高等裁判所長官 林

道 晴



司法行政文書不開示通知書

8月28日付け（同月29日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

東京高裁が、岡口基一裁判官が管理している「分限裁判の記録」と題するブログに関して作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第5条第1号に相当）及び公にすると人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（同条第6号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）